

海南市いじめ防止基本方針

平成26年3月

令和7年4月改定

令和8年4月改定

令和8年8月改定

海南市教育委員会

目 次

はじめに	1
第1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方	
1 いじめの定義	2
2 いじめの防止等に関する基本姿勢	3
3 いじめ防止基本方針の考え方	3
第2 いじめの防止等のための教育委員会の取組	
1 いじめの的確な実態把握	4
2 海南市いじめ防止基本方針	4
3 学校（教職員）への指導と助言	4
4 学校並びに関係機関との連携等	4
5 いじめへの対処	4
6 家庭・地域との連携等	5
第3 いじめの防止等のための学校の取組	
1 いじめの未然防止	5
2 学校いじめ防止基本方針	5
3 学校いじめ対策組織	6
4 いじめへの対処	6
5 家庭・地域との連携等	7
第4 重大事態への対処	
1 重大事態の意味	7
2 重大事態への対処	8
3 学校が重大事態の調査主体となる場合	8
4 教育委員会が重大事態の調査主体となる場合	8
第5 いじめ防止等のための取組の検証	9
（様式）	
・ 問題行動報告書（別紙1）	10
・ 問題行動等発生状況報告書（別紙2）	11

はじめに

いじめは子どもの心や体を深く傷つける、人間の尊厳や人権に関わる重大な問題であり、人として決して許されない行為です。そのため、全国で発生したいじめ重大事件を教訓に、子ども一人一人の小さな変化を見逃さず、迅速に対応することが必要です。いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得ることであり、被害者にも加害者にもなり得るという事実を踏まえ、子どもの尊厳が守られなければならないという基本的な認識に立ち、常にこの問題を重く受け止める必要があります。そのため、一人の犠牲者も出さないという強い意志をもち、教育委員会及び学校と家庭、地域が連携して、いじめ対応の基本姿勢を共有し、密な連携のもと、組織的な対応ができるよう改めて体制の整備を図らなければなりません。

学校では、全ての子どもが、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心して安全に生活し、共に学び合う環境や居場所づくり、規律ある態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行い、子ども相互の絆を深め、一人一人が集団の一員としての自覚や自信を育むことで、互いを認め合える人間関係・学校風土が構築されるよう、努めてまいります。

同時に、いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点等について周知を図り、平素から共通理解をしておくことが大切となります。日常的にいじめ問題に触れ、「いじめは人として決して許されない行為である」との雰囲気为学校全体に醸成し、いじめの未然防止と早期解消に取り組んでまいります。しかしながら依然として、いじめは憂慮すべき状況にあることには変わりありません。次代を担う子どもが、心身共に健やかに成長するために、教育に携わる者全てが、いじめの問題に対する基本認識を共有するとともに、取組を充実することが不可欠です。

海南市いじめ防止基本方針は、全ての子どもがいじめの当事者となることなく、安心して学校生活を送ることができるよう定めた、いじめへの対策を総合的かつ効果的に推進するための指針です。

子どもが安心して学び、保護者が心から子どもを通わせたいと願い、子ども、保護者、地域等、関わる全ての人々から信頼される学校並びに幼稚園、教育委員会の実現を目指し、積極的にいじめ問題についての対策に取り組んでまいります。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

1 いじめの定義

いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第2条において、次に掲げる場合をいじめと定義している。

（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒、及び塾やスポーツクラブ等、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該児童生徒と何らかの人的な関わりがある関係を指す。

「心理的な影響を与える行為」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」や「悪口（陰口）を言う」等のほか、心理的な圧迫等で相手に苦痛を与えるものを含む。

「物理的な影響を与える行為」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられること等を意味する。

また、具体的ないじめの態様については、以下のようなものがある。

- 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンやタブレット、スマートフォンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

なお、個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的に行うことなく、いじめを受けた、または、いじめを受けた疑いのある児童生徒の立場に立って考えることが必要である。例えば、いじめられていても本人が否定する場合や、心身の苦痛を表現することができない、もしくは表現することが苦手であるといった個人の特性を踏まえるとともに、いじめられていることに本人が気づいていない場合（インターネット上で誹謗中傷を書き込まれたが、本人がそのことを知らずにいるような場合等）もあること等を認識したうえで、当該児童生徒の表情や様子及び周囲の児童生徒の状況も含めて確認し、いじめにあたるか否かを判断する必要がある。

2 いじめの防止等に関する基本姿勢

- (1) いじめは児童生徒の心や体を深く傷つける、人間の尊厳や人権に関わる重大な問題であり、人として決して許されない行為であるという一貫した姿勢を貫く。
- (2) いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも起こり得るものであるという認識をもつ。
- (3) 日頃から児童生徒が発する小さなサインを見逃さず、児童生徒や保護者の訴えを真剣に受け止め迅速に対応する。
- (4) いじめの疑いのある事案も含め積極的に認知し、初期段階から組織的に取り組む。
- (5) いじめを認知した場合には、対応の第一歩として、何よりも被害者保護を最優先し、組織的に対応する。
- (6) 日頃から児童生徒、保護者、地域との信頼関係の構築に努める。

3 いじめ防止基本方針の考え方

- (1) 教育委員会及び学校と関係機関等がいじめに対する基本姿勢を共通認識するとともに、連携を密にし組織的にいじめ問題を解決する。
- (2) 全ての学校の教職員が、いじめに対する危機意識を常にもち指導や援助にあたる。
- (3) いじめの未然防止のために、共に学び合う環境や居場所づくり、規律ある態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行う。
- (4) いじめの未然防止、早期発見・早期対応のため、保護者や地域への啓発等を行う。
- (5) 日頃からいじめの小さなサインを見逃さず、いじめの早期発見に努め、定期的にいじめアンケート調査を実施するとともに、個人面談等を通して、児童生徒の悩みや保護者の不安を積極的に受け止める。
- (6) いじめ問題に関わる事実関係の究明にあたっては、当事者だけでなく、保護者や周囲の児童生徒等からの情報収集をする等、事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、いじめ問題の早期解決に努める。
- (7) いじめが発生した場合、事実確認を行うとともに、まず被害者側の児童生徒及びその保護者との連携を十分に図る。
- (8) いじめは、単に謝罪をもって安易に「解消」とすることはできない。いじめが「解消している」状態については、以下の2つの要件が満たされている必要がある。

○いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること（相当の期間：少なくとも3ヶ月が目安）

○いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認すること

また、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は当該のいじめを受けた児童生徒及びいじめを行った児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

- (9) いじめの重大事態を教訓として、児童生徒の特性を踏まえた実効性のある取組を行う。

第2 いじめの防止等のための教育委員会の取組

1 いじめの的確な実態把握

- (1)教育委員会は、学校と連携し、いじめの早期発見に努める。
- (2)教育委員会は、学校において年間を通じて定期的に実施したいじめの実態調査をもとに、いじめの疑いの事例も含めていじめについて確実に把握する。
- (3)教育委員会は、学校がいじめを認知した場合、教育委員会への連絡を徹底させ、実態を的確に把握する。また、学校からの「問題行動報告書」（別紙1参照）の提出により、いじめ事案発生から解決に向けた取組の詳細を把握する。
- (4)教育委員会は、各学校から毎月提出される「問題行動等発生状況報告書」（別紙2参照）を確認し、各学校の動向を定期的に把握する。

2 海南市いじめ防止基本方針

- (1)教育委員会は、法第12条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めた「海南市いじめ防止基本方針」（以下「本基本方針」という。）を策定し、いじめ防止に向けた取組の一層の充実を図る。
- (2)教育委員会は、本基本方針の内容について適宜改定を行い、その都度、学校等に周知する。
- (3)教育委員会は、毎年度当初、本基本方針について、学校等に説明するとともに、市のホームページで公表を行う。

3 学校(教職員)への指導と助言

- (1)教育委員会は、教職員を対象に研修を実施し、児童生徒の理解、問題行動の未然防止、適切な初期対応並びに保護者との連携等に関する研修を行い、いじめに対する教職員の指導力の向上を図る。
- (2)教育委員会は、学校がいじめと認知したケースについては、学校と教育委員会が情報を共有し、個々のいじめの状況を的確に把握する。また、対応状況については、継続観察と必要に応じた指導を行う。
- (3)教育委員会は、学校が常にいじめの有無を確認するよう、また、いじめを認知した場合には初期段階から迅速に対応するよう指導する。

4 学校並びに関係機関との連携等

- (1)教育委員会は、学校が実施するいじめの防止等のための活動を積極的に支援し、学校並びに関係機関（児童相談所、警察等）との連携を図り、本市におけるいじめの防止等に向けた取組を推進する。
- (2)教育委員会は、インターネットを通じて行われるいじめについては、和歌山県教育委員会並びに警察等の専門機関と連携して対策を講じる。（ネットパトロール）
- (3)教育委員会は、和歌山県教育委員会と連携して、いじめの防止等に関わる研修を企画・実施する。
- (4)教育委員会は、いじめ問題の解決のために、関係機関（児童相談所、警察等）と適切な連携協力を図る。

5 いじめへの対処

- (1)教育委員会は、学校、保護者、関係機関等（児童相談所、警察等）との連携を図り、いじめ問題解決に取り組む。
- (2)教育委員会は、いじめを受けた児童生徒のみならず他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするため、いじめを行った児童生徒の保護者に対し、当該児童生徒の出席停止を命じることがある。

- (3)教育委員会は、いじめが複数の学校に関係する場合には、学校相互間の連携協力の調整を行う。
- (4)教育委員会は、学校教育課内にいじめ対策チームを設置し、いじめの対処を行う。
- (5)いじめ対策チームは、学校教育課指導主事、スクールソーシャルワーカー、青少年センター指導員等により編成する。

6 家庭・地域との連携等

- (1)教育委員会は、学校とPTA、地域の関係団体等（学校運営協議会等）がいじめ問題について考える機会をもつよう指導する。
- (2)教育委員会は、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに関する相談体制等についての啓発を行う。

第3 いじめの防止等のための学校の取組

1 いじめの未然防止

- (1)学校は、児童生徒にとって学校生活に楽しさと充実感が得られるような教育活動を推進することがいじめの未然防止につながるとの認識のもと、全校的な取組に努める。
- (2)学校は、児童生徒が安心して魅力ある学校生活を送ることができる学校経営、学級経営に努める。
- (3)学校は、全ての教育活動を通じて道徳教育を充実することで、いじめを許さない心の基盤となる思いやりや公正、公平、社会正義、生命尊重等の道徳性を育む。
- (4)学校は、児童生徒自らがいじめ問題に気づき、考え、いじめ防止の行動を起こすことができるような主体的な取組を推進する。
- (5)学校は、いじめ防止や規範意識醸成等のために、法律やルールがどのような目的や価値をもっているのかを考えさせる法教育の推進に努める。
- (6)学校は、いじめ防止のために人権を守る取組を行い、それと矛盾する教職員による体罰については法律により禁止されていることを踏まえ、教職員全員が研ぎ澄まされた人権感覚をもち児童生徒の指導にあたる。
- (7)学校は、いじめ問題解決のための学校いじめ対策組織を構築し、指導体制を充実する。
- (8)学校は、いじめ問題に関する校内研修を企画・実施する。

2 学校いじめ防止基本方針

- (1)学校は、法第13条の規定に基づき、国・県及び本基本方針を踏まえ、自校のいじめ防止のための取組やいじめが発生した場合の対応等について盛り込んだ「学校いじめ防止基本方針」を策定し、全教職員が共通理解のもと、いじめ防止に向けた取組を推進する。
- (2)学校いじめ防止基本方針には、いじめの未然防止のための取組、いじめの早期発見・早期対応の在り方、いじめへの対応方針、学校でのいじめ全般に対応する学校いじめ対策組織の体制、及びいじめに関する研修の実施等についての内容を盛り込むこととする。
- (3)学校は、国・県及び本基本方針の改正を踏まえるとともに、いじめ問題に係る社会情勢等を注視する中で、学校いじめ防止基本方針を定期的に見直し、適宜改定を行う。
- (4)学校は、毎年度当初、学校いじめ防止基本方針について、児童生徒、保護者に説明するとともに、学校のホームページに掲載し公表することで、地域に対する周知を行う。

3 学校いじめ対策組織

- (1) 学校は、法第22条の規定に基づき、いじめの防止や対処について組織的に対応するため、学校いじめ対策組織を設置する。
- (2) 学校は、校長の指示のもと学校いじめ対策組織を中心に学校全体でいじめ防止に取り組む。
- (3) 学校いじめ対策組織は、校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、教務主任、養護教諭等、複数の教職員で構成する。なお、必要に応じて心理や福祉の専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校医、民生委員、児童委員等）を招聘する。
- (4) いじめを受けた児童生徒への継続した支援や、対応の事後的な検証のため、学校いじめ対策組織の会議を開いた際には必ず会議録を作成するものとする。
- (5) 学校いじめ対策組織については、具体的に下記の役割が考えられる。
 - ① いじめの相談や通報を受け付ける窓口の役割
 - ② いじめの早期発見のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
 - ③ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報を含む）があった場合、緊急に会議を開催し、その情報を共有するとともに、迅速に関係児童生徒に対するアンケート調査及び聞き取り調査等を実施することにより、事実関係を把握する役割
○ なお、事実確認の記録に当たっては、いつ、どこで、だれが（だれに）、なにを、なぜ、どうしたかの5W1Hを確認するだけでなく、「確認した事実」と「行った対応」が明確に分かるように記録を残すことが大切である
 - ④ いじめの被害児童生徒に対する支援や体制、加害児童生徒に対する指導、及び保護者との連携や保護者への説明等、いじめ事案に対する対応方針を決定するとともに、組織的な対応を行うための中心的な役割
 - ⑤ 学校いじめ防止基本方針に基づくいじめの未然防止対策に対する取組の実施や、その取組に係る具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
 - ⑥ いじめの未然防止やいじめ事案に係る対応・対策に係る校内研修を企画・実施する役割
 - ⑦ 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能し、運用されているかについての点検を行うとともに、国・県及び本基本方針の改正を踏まえ、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割

4 いじめへの対処

- (1) 学校は、いじめの早期発見のための定期的な調査（学期に1回以上のいじめアンケート調査）を実施する。
- (2) 学校は、いじめ問題の対処のため、学校いじめ対策組織を中心に対応にあたる。
- (3) 学校は、在籍する児童生徒がいじめを受けていると認知したときには、迅速にいじめの状況を確認し、その結果を教育委員会に報告する。
- (4) 学校は、いじめを認知した際には、直ちにいじめをやめさせ、再発を防止するために、複数の教職員によっていじめを受けた児童生徒やその保護者に対する支援、及びいじめを行った児童生徒に対する指導並びにその保護者に対する助言を継続的に行う。
- (5) 学校は、いじめを行った児童生徒について、いじめを受けた児童生徒が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた児童生徒のみならず他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするための措置を講じる。

- (6)学校は、いじめを受けた児童生徒の保護者といじめを行った児童生徒の保護者との間で争いが起こらないよう配慮する。
- (7)学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認めるときの対応について、日頃から保護者に周知を図り理解を得ておく。
- (8)学校は、客観的な事実に基づいた記録を正確かつ詳細に残し、指導に反映させる。
- (9)学校は、いじめの対処について、「問題行動報告書」（別紙１参照）等を提出する等により、教育委員会へいじめ事案発生から解決に向けた取組の詳細を報告する。
- (10) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認めるときは、きのくに学校警察相互連絡制度の活用並びに警察に通報を行い、援助を要請する。

5 家庭・地域との連携等

- (1)学校は、いじめ問題について、PTAや地域の関係団体等とともに協議する機会を設ける。
- (2)学校は、学校いじめ防止基本方針やいじめ防止等の取組について、学校だよりやホームページ等により公表し、保護者や地域の理解を得よう努める。
- (3)学校は、学校いじめ対策組織がいじめの防止や対処について組織的に対応し、いじめの相談や通報を受け付ける窓口となる役割があることや、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家の活動内容について、家庭や地域に広く周知する。

第４ 重大事態への対処

1 重大事態の意味

法第28条第１項及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、次に掲げる場合をいじめの重大事態と受け止め、適切に対応する。

【いじめ防止対策推進法第28条第１項】

- 一 いじめにより、当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 二 いじめにより、当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

【いじめの防止等のための基本的な方針】

- ・ 第一号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断することとし、例えば、
 - 児童生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
 などのケースが想定される。
- ・ 第二号の「相当の期間」については、不登校の定義（文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における定義）を踏まえ、年間３０日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。
- ・ 児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

2 重大事態への対処

- (1) 学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告を行う。学校からの報告を受けた教育委員会は速やかに市長へ重大事態が発生した旨を報告する。
併せて、教育委員会は、発生した重大事態について学校もしくは教育委員会のどちらを調査主体とするのかを決定する。
- (2) 教育委員会は、重大事態が発生した場合には、学校サポートチームを編成し、速やかに関係者に対し支援を行う等、事態の対処にあたる。
- (3) 学校サポートチームは、いじめ対策チーム（学校教育課指導主事、スクールソーシャルワーカー、青少年センター指導員等）、警察関係者、福祉関係者、医師等より編成する。
- (4) いじめの重大事態への調査については、調査主体が学校もしくは教育委員会のいずれになったとしても、「本基本方針」及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月文部科学省）」及びその他関係法令等を踏まえ、適切に調査を行う。
- (5) 事案の内容や特性、被害児童生徒及び保護者の意向を考慮したうえで、学校の調査では、第三者性が担保できない等、十分な調査結果や再発防止策を示すことができないと判断した場合、及び学校の教育活動に支障が生じる可能性があるかと判断した場合には、教育委員会において調査を行う。
ただし、学校が調査する場合においても、教育委員会は調査を実施する学校に対し、調査が滞ることがないように、適切に助言や指導等を行うとともに、必要であれば人的措置等の支援を行う。
- (6) 重大事態の調査結果については、教育委員会から市長に報告する。

3 学校が重大事態の調査主体となる場合

- (1) 学校が重大事態の調査主体となった場合は、学校いじめ対策組織において速やかに調査を行い、事案の事実関係、学校や教育委員会の対応の検証、及び調査で明らかになった事実関係や検証内容に基づいた今後の対応と再発防止策等について取り纏める。
- (2) 学校が重大事態の調査主体となった場合においても、教育委員会と密に連携し、教育委員会の助言や指導を受けながら、調査を行う。
- (3) 学校は、重大事態の調査結果を踏まえ、教育委員会と協議のうえ、重大事態への対処及び再発防止のために必要な措置を講じる。

4 教育委員会が重大事態の調査主体となる場合

- (1) 海南市教育委員会の附属機関（海南市いじめ問題調査委員会条例で規定）である海南市いじめ問題調査委員会に事案の事実関係、学校や教育委員会の対応の検証、及び調査で明らかになった事実関係や検証内容に基づいた今後の対応と再発防止策等について諮問し、調査を行う。
- (2) 海南市いじめ問題調査委員会は、海南市いじめ問題調査委員会条例に従い、構成し運営する。
- (3) 海南市いじめ問題調査委員会は事案ごとに、各職能団体等に法律、医療、教育、福祉等に関する知識経験を有する者の推薦を依頼し、5人以内で組織する。
- (4) 教育委員会は、重大事態の調査結果を踏まえ、学校と協議のうえ、重大事態への対処及び再発防止のために必要な措置を講じる。

第5 いじめ防止等のための取組の検証

- 1 教育委員会は、本基本方針に定めるいじめ防止等の取組が実効的に機能しているか検証するものとする。
- 2 学校は、いじめ防止等に向けた取組について、年間計画やそれぞれの取組について学校評価を用いる等の方法も取り入れながら毎年検証を行い、学校いじめ防止基本方針を見直し、教育委員会、保護者及び地域に周知するものとする。

別記様式 2

問 題 行 動 報 告 書

□は当該を☑にすること

学校名						□第 回報告	□完結
問題行動	☐ 暴力行為（被害程度：） ☐ いじめ ☐ いじめ重大事態（ ☐ 1号事案 ☐ 2号事案） ☐ その他（内容：）						
発生日時	年 月 日（ 曜日）午前□ 午後□ 時 分ころ						
発生場所	☐ 学校内（ ）			☐ 学校外（ ）			
区 分	☐ 授業中（科目等：） ☐ 特別活動（ ） ☐ 部・課外活動（ ） ☐ 休憩時間（ ） ☐ その他（ ）			☐ 登校時 ☐ 下校時 ☐ その他（ ）			
当 事 者 (行為を行った者)	ふりがな 氏名			歳	年 組	保護者名	
相 手 方 (行為を受けた者)	ふりがな 氏名			歳	年 組	保護者名	
	特記事項						
いじめ対策委員会	☐ 開催した（日時： 年 月 日） ※いじめの疑いがある場合に限る。						
発生状況 (経過・ 原因等 具体的に)							
学校の措置 状況							
今後の課題 と対応方針							
特記事項							
きのくに学校警察相互連絡制度	☐ 運用した（日時： 年 月 日） ☐ 運用していない						
スクールカウンセラーへの情報共有	☐ 共有した（日時： 年 月 日） ☐ 共有していない						
スクールソーシャルワーカーへの情報共有	☐ 共有した（日時： 年 月 日） ☐ 共有していない						
記載者	職・氏名						

上記のとおり、問題行動を認知したので、報告します。

年 月 日

学 校 名
校 長 名

問題行動等発生防止報告書(様式1) 小学校義務教育学校 前期課程【学校利用】

① 姓名

年度

[illegible]

※1 すべて4月からの累計となる数値を記入してください。

※2 「市町村立」の記述は必要ありません。学校名①に記入すれば自動的に表示されます。

※3 文部科学省「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」1頁の定義と例に基づいて計上してください。

※4 叩かれたり蹴られたりする(軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりすることを含む)など。

※5 冷やかしい、からかい、悪口や脅し文句などを言われる。仲間はずれ、無視される。金品をたかられる。金品・持ち物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりするなど。

※6 パソコンや携帯電話(SNS/ソーシャル・ネットワーキングサービス)等、誹謗中傷や嫌なことをされる

※7 「いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号」に規定。児童が自殺を企図した場合、身体に重大な障害を負った場合、精神的疾患を発症した場合、金品等に重大な被害を負った場合など。

※8 「いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号」に規定。不登校の定義を踏まえて、年間30日を目安とするが、いじめが要因になり児童が連続して欠席している場合を含む。

※9 文部科学省「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」14頁の定義と例に基づいて計上してください。

※10 前年度の状況等を確認し、計上してください。なお、6年生については在籍予定の中学校に引継ぎを行ってください。

※11 教育支援センター、教育委員会所管の機関、児童相談所、福祉事務所、保健所、精神保健福祉センター等、民間施設等において、相談・指導等を受けていない(受け入れない)児童数及び養護教諭による専門的指導、

スクールカウンセラー、相談員等による専門的な相談を受けていない(受け入れない)児童数を計上してください。

※12 不登校や問題行動等の傾向があり、継続して保健室等に別室登校している実人数を記入してください。

※13 学校の休業日を除き連続7日間出席せず、連絡がとれない児童で、出席させな

ネグレクト等の児童虐待の恐れがある等）児童の実人数を記入してください。

※14 児童相談所や市町村(虐待対応当県)に通告した件数を記入してください。

○ヤングケアラーは、「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話を日常的に行っていることにより、こども自身がやりたいことができな

・④ヤングケアラーと思われる児童数を記入してください。

・④の肉 令和6年度に 学校がヤングケアラーと思われる児童を把握し 児童相談所 福祉部児童の関与機関と連携し たケースについての児童の重し数を記入して下さい。

・④の内、令和6年度に、学校がヤングアダルトと認められる児童を把握し、児童相談所、(例)障害や病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。

※15 (例)障害や病気のある家族に代わり、買い物・料理・洗濯に家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。

障害や病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。

目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。

日本語が第一言語でない家族や障害のある家族のために通訳をしている。

※16 「学校いじめ防止基本方針」や「いじめ問題対応マニュアル」を使った研修等。

※17 「不登校対応基本マニュアル(基礎編)」や「不登校対応基本マニュアル(事例別対応編)」を使った研修等。

※18 「学校・教育委員会向け虐待対応の引きき」や「学校現場における虐待防止に関する研修教材」を使った研修等。

※19 いじめの防止のための基本的な方針（H29. 3月改定）に沿った見直しを行ってください。（いじめ対策組織（常設）の周知、いじめの解消要件の記載等）

